

**第6回  
相模原市・藤野町合併協議会**

日時：平成17年12月4日（日）午後2時から

場所：相模原市消防指令センター 4階 講堂

<相模原市・藤野町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

## 目 次

### 議 事

#### < 協議事項 >

協議第 6 号 ( その 2 ) 合併の期日について.....	1
協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて .....	3
協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて .....	6

#### < 報告事項 >

報告第12号 各種事務事業の取扱いについて ( Cランク ) その 4 .....	9
---	---

### そ の 他

( 1 ) 今後の協議会開催日程 ( 案 ) について.....	13
----------------------------------	----

協議第6号(その2)

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成17年12月4日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者

相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

合併の期日は、平成19年3月11日とする。

## 合併の期日に関する考え方

### 1 基本的な考え方

- ( 1 ) 期日決定にあたっては、住民への周知に要する期間、住民生活への影響、合併時の事務処理・引継ぎの利便性、電算システム統合に要する期間等を総合的に判断する必要がある。
- ( 2 ) 合併するためには、市町の議会において合併関係議案の議決をしてから県知事への合併申請、県議会での議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続が定められており、相当の期間を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
- ( 3 ) 円滑に合併を進めるために、「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律第59号)の各種特例制度を受けることが適当である。

### 2 平成19年3月11日を合併の期日とした理由

- ( 1 ) 住民周知、事務事業の引継ぎ・電算システムの統合等の合併準備作業や、諸手続きに相当な期間が必要である。
- ( 2 ) 相模原市議会及び藤野町議会の日程や4月に予定されている統一地方選挙への影響を考慮する必要がある。
- ( 3 ) 合併日直前には、電算システムの移行に伴う様々な作業が必要になるが、住民異動によるデータ量が多くなる3月の最終週は、移行作業に負荷がかかるので作業の時期としては適当ではない。  
 また、移行作業は2日間程度かかるため、閉庁日である土曜日・日曜日に作業を行う必要がある。  
 したがって合併日は月曜日又は窓口業務に支障がない日曜日とするのが適当である。
- ( 4 ) 平成18年3月20日に設置される予定の2つの農業委員会委員の特例による任期満了が平成19年3月19日となることから、その前日までに行う一般選挙の告示日を考慮する必要がある。

## 協議第33号

### 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年12月4日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者

相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される藤野町に設けられる選挙区の議会議員の定数は、1人とする。

## 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

### 1 1市4町の議会議員の定数等と任期

【単位：人】

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	1市4町
人口 (H12.10.1 国勢調査)	605,531	23,036	30,345	10,896	11,312	681,120
法定上限数	56	26	26	22	22	56*
現行議員定数	46	16	16	12	14	104
現在議員数	46	16	15	12	14	103
任期	H19.4.29	H19.5.7	H18.3.19	H19.12.31	H19.9.19	-
議員1人あたりの人口	13,163	1,439	1,896	908	808	6,549

\*は、地方自治法の定数（上限数）

### 2 1市2町（相模原市・津久井町・相模湖町）合併時の議会議員の定数と任期

【単位：人】

	相模原市	藤野町
人口 (H12.10.1 国勢調査)	646,772	11,312
法定上限数	56	22
議員定数	49	14
任期	H19.4.29	H19.9.19

相模原市の議員定数（49人）は編入合併特例定数であり、条例定数は46人。

### 3 合併新法による定数特例の算定式

$$\begin{aligned}
 & \text{編入する市の議員の定数} \quad \times \quad \frac{\text{編入される町の人口}}{\text{編入する市の人口（相模原市の人口 646,772 人）}} \\
 & \text{（相模原市 49 人）} \\
 & = \text{議員定数加算数}
 \end{aligned}$$

編入する市の人口は、相模原市の人口に平成18年3月20日に合併する津久井町及び相模湖町の人口を加えた数とした。（人口は平成12年10月の国勢調査の人口）

上記の計算式により、藤野町の議員定数加算数は次のとおり算出される。

【単位：人】

選挙区	藤野町
人口	11,312
算定結果	0.856
議員定数加算数	1

算定結果に0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数を1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村において算定結果が0.5人未満のときも1人となる。

#### 4 定数特例による選挙について

公職選挙法第34条第2項では、「増員選挙は、当該議員の任期が終わる前6月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない」と規定されている。

このことから相模原市議会議員の任期が終わる前6月以内（平成18年10月30日から平成19年4月29日）に合併した場合は、相模原市議会議員の残任期間に対応した増員選挙を行うことができない。従って、合併後最初に行われる一般選挙においてのみ、定数特例による選挙を行うことができ、その任期は、当該一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間となる。

#### 5 議会の議員の定数及び在任に関する特例等について

一般原則及び特例措置の内容

区分		編入合併
地方自治法による一般原則		<p>編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。</p> <p>法定上限数の範囲内で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。</p> <p>増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。</p>
合併新法による特例	定数特例	<p>合併する市町村の協議により、編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数とし、合併後50日以内にそれぞれの編入される市町村を選挙区として加算分の増員選挙を行う。</p> <p>編入する市町村の議会の議員は在任する。</p> <p>この特例は、合併後の最初の一般選挙においても採用することができる。</p>
	在任特例	<p>合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に限り、引き続き在任できる。</p> <p>在任特例を採用した場合、合併後の最初の一般選挙において、定数特例を採用して、編入された市町村の区域ごとに選挙区を設けて、選挙をすることができる。</p>

## 協議第34号

### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年12月4日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者  
相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

- 1 藤野町の農業委員会は、相模原市に設置される津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会に統合する。
- 2 藤野町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、相模原市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。

区 域	委員数
相模原市を区域とする農業委員会	20人
津久井町、相模湖町及び藤野町を区域とする農業委員会	16人



## 農業委員会委員の定数及び任期の考え方について

### 1 農業委員会の数

農業委員会等に関する法律第3条第2項の政令では、市域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又は農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村の場合には、市町村の区域を2以上に分けて各区域に農業委員会を置くことができるとされている。

### 2 農業委員会委員の任期について

市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定では、編入される合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員は、40人を超えない範囲で定めた数の者に限り、編入する合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間引き続き在任することができる。なお、編入される合併関係市町村の選任による委員については全員失職することとなる。

### 3 農業委員会の選挙による委員の数について

市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後の農業委員会の選挙による委員の数については、相模原市を区域とする農業委員会では現行のとおりとし、津久井町、相模湖町及び藤野町を区域とする農業委員会では相模原市の農家世帯数を基準に算出している。

#### 相模原市の農業委員会について

相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月20日から2つの農業委員会が設置されることとなっており、現在の相模原市、津久井町及び相模湖町の選挙による委員は、合併特例法による1年間の在任特例の適用を受けるため、平成19年3月19日までの任期となり、相模原市を区域として20人、津久井町及び相模湖町を区域として26人になることが、決定している。

また、合併特例法適用期間経過後の選挙による委員の数は、相模原市を区域として20人、津久井町及び相模湖町を区域として12人とすることで協議が整っている。

農業委員会の現況比較

相模原市				城山町				津久井町				相模湖町				藤野町			
定数				定数				定数				定数				定数			
区分		定数		区分		定数		区分		定数		区分		定数		区分		定数	
選挙による委員		20人		選挙による委員		11人(8人)		選挙による委員		16人		選挙による委員		10人		選挙による委員		11人	
選任による委員		4人		選任による委員		3人		選任による委員		6人		選任による委員		5人		選任による委員		2人	
内 訳	農協 推薦	1人		内 訳	農協 推薦	1人		内 訳	農協 推薦	1人		内 訳	農協 推薦	1人		内 訳	農協 推薦	1人	
	議会 推薦	3人			議会 推薦	2人			議会 推薦	5人			議会 推薦	4人			議会 推薦	1人	
合 計		24人		合 計		14人(11人)		合 計		22人		合 計		15人		合 計		13人	
任 期 H17.7.20～H20.7.19				( )内は実人員 任 期 H15.5.1～H18.4.30				任 期 H15.5.10～H18.5.9				任 期 H16.1.1～H18.12.31				任 期 H15.9.20～H18.9.19			
報 酬				報 酬				報 酬				報 酬				報 酬			
区 分	報酬(年額・円)			区 分	報酬(年額・円)			区 分	報酬(年額・円)			区 分	報酬(年額・円)			区 分	報酬(年額・円)		
会 長	1,032,000			会 長	186,000			会 長	258,000			会 長	172,000			会 長	175,400		
会長 職務 代理	678,000			会長 職務 代理	157,000			会長 職務 代理	223,000			会長 職務 代理	144,000			会長 職務 代理	145,800		
一 般	570,000			一 般	150,000			一 般	215,000			一 般	138,000			一 般	137,700		
農家世帯数 2,068				農家世帯数 274				農家世帯数 848				農家世帯数 360				農家世帯数 441			

報告第12号

各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その４

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成17年12月4日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者

相模原市・藤野町合併協議会副会長 鈴木 謙仁

## 調整方針一覧（Ｃランク）

### 議会部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	議員報酬等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1
2	政務調査費	合併時に相模原市の制度を適用する。	2
3	議会国際交流	合併時に相模原市の制度を適用する。	3
4	上野原市・藤野町議会議員懇談会	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、近隣市町村との関わり方については、新市において検討する。	4
5	全国森林環境・水源税創設促進議員連盟	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、加盟の必要性については、新市において検討する。	5
6	請願及び陳情	合併時に相模原市の制度に統合する。	6
7	議会報の発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	7
8	本会議	合併時に相模原市の制度に統合する。	8
9	常任委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。	10
10	特別委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、新たに設置する委員会については、合併後に決定する。	12
11	議会運営委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。	13
12	任意の協議組織	合併時に相模原市の制度に統合する。	15
13	委任専決事項	合併時に相模原市の制度に統合する。	16
14	議会刊行物	合併時に相模原市の制度を適用する。	17

## 農業委員会部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
1	農地転用受理済等証明交付に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	19
2	農地基本台帳の整備	合併後、速やかに相模原市の制度に統合する。	21
3	農地違反転用対策に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	22
4	国有農地等の維持管理及び登記事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	23
5	農業者年金事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	24
6	農業委員会広報誌の発行	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、配布方法は郵送により行う。	25
7	選挙人名簿登載申請書の受理及び審査に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、申請書の配布・回収方法については、郵便による方法に合併後速やかに統合する。	26
8	委員会の権限に属する各種の建議及び答申	合併時に相模原市の制度に統合する。	27
9	農地等の権利移動の許可及び農地転用許可に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	28
10	農地等の交換分合に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	29
11	農地等の相隣関係の紛争の調停に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	30
12	農業経営基盤強化促進法に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	31
13	農業生産法人に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	32
14	生産緑地法に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	33

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 5	農業委員会委員報酬	引き続き在任する選挙による委員の報酬については、現行のとおりとする。 ただし、会長、会長職務代理者及び選任による委員は相模原市の制度による報酬とする。市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後については、相模原市の制度に統合する。	3 4
1 6	農業委員会委員活動（視察、研修等）	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5
1 7	農業委員会会議	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6
1 8	小作地に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、標準小作料の見直し時期については、合併後 3 年以内に統合する。	3 7
1 9	農地造成に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8
2 0	他法令に基づく農地の現況照会等に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、現地調査については、事務局職員、地区農業委員が行うこととする。	3 9
2 1	市民農園に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 0

その他

( 1 ) 今後の協議会開催日程 ( 案 ) について

第 7 回相模原市・藤野町合併協議会 ( 予定 )

日 時 : 平成 1 8 年 1 月 1 7 日 ( 火 ) 午後 3 時から

場 所 : 相模原市消防指令センター 4 階 講堂